

「岩手県産業再生復興推進計画」の認定申請について

本日、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）第4条第1項に基づき、岩手県として2件目となる「岩手県産業再生復興推進計画」の認定申請を行いました。

なお、本県においては、1月31日に認定申請を行った「保健・医療・福祉」及び今回の認定申請テーマの他に、「まちづくり」、「再生可能エネルギー」に関しても検討を進めており、市町村のニーズ等を把握しながら復興推進計画の作成や、「国と地方の協議会」への新たな規制・手続の特例措置の提案など、順次認定申請等を進めていく予定です。

1 認定申請計画

(1) 計画作成主体

岩手県（市町村の意見を聴取した上で、県が計画を作成し認定申請を実施）

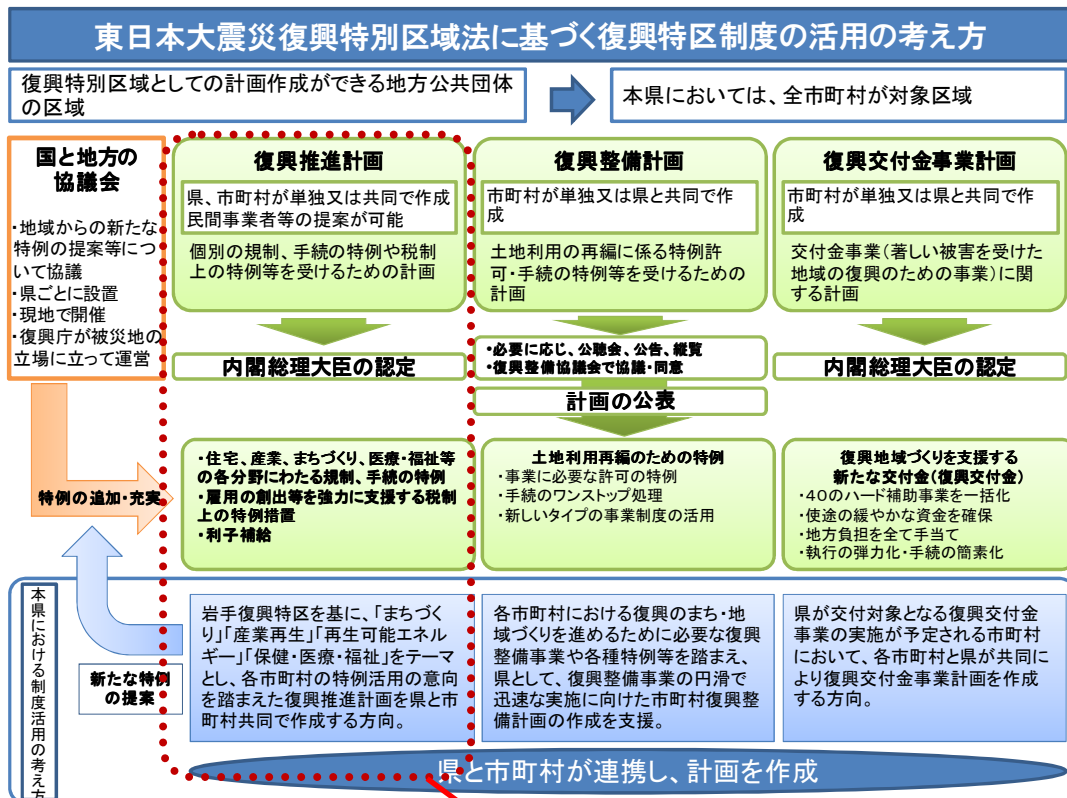
(2) 認定申請計画の名称

岩手県産業再生復興推進計画

(3) 計画の概要

別紙のとおり。

2 本県における復興特区制度の活用の考え方（イメージ）



本認定申請は、復興特区法に規定された3種類の計画のうち、「復興推進計画」に係る部分です。

(別紙)

岩手県産業再生復興推進計画の概要

1 計画の位置付け

東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）に基づく**復興推進計画**

2 計画の特徴

産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図ることを目的として、復興特区法第3章第2節に規定する**産業集積に係る税制上の特例措置等を有効に活用**するために計画したもの。

【主な特例措置】

- (1) 被災地の雇用創出を促進するための税制上の特例措置
- (2) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- (3) 医療機器製造販売業等に係る特例措置

3 計画作成主体

岩手県（市町村の意見を聴取して、県が計画を作成し認定申請を行ったもの）

4 計画の概要

(1) 計画地域の設定

地域区分	左記の定義	地域設定の概要
復興産業集積区域	復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域	産業集積に適した区域であって、次のいずれかに該当すること。 ①雇用等被害地域と 日常的に取引関係 がある又は見込まれる企業・産業が集積しており、 雇用等被害地域の産業の活性化に寄与 する区域 ②雇用等被害地域から 通勤可能 な距離にあり、東日本大震災による 離職者の雇用 に寄与する区域
うち雇用等被害地域	東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域	沿岸 12 市町村
		計 229 区域 ※

(2) 産業集積を目指す対象業種（主な業種）

- ・ 食産業・水産加工業
- ・ 観光関連産業
- ・ 木材関連産業
- ・ 自動車関連産業
- ・ 半導体関連産業
- ・ 医療機器関連産業

※ 主要関連業種も集積の形成及び活性化を目指す業種として設定。

※ 復興産業集積区域数等については、今後、認定までの間に修正となることがある。

復興特別区域制度を活用した復興の推進について

岩手県産業再生復興推進計画

【目的】 復興特区制度を活用し、産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図るとともに、地域の特性を

生かした産業を振興することにより、被災地域の経済の活性化を図る。

【区域】 岩手県全域(ただし、東日本大震災復興特別区域に定める「復興産業集積区域」を各市町村に設定)

被災地の雇用創出を
促進するための
税制上の特例措置

地方税の課税免除
又は不均一課税
に伴う措置

医療機器製造販売業
等に係る特例措置

復興産業集積区域における特別償却又は税額控除(選択適用)

復興産業集積区域における法人税の特別控除

復興産業集積区域における新規立地促進税制(5年間無税)※

※ 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。

復興産業集積区域における研究開発税制の特例等

復興産業集積区域内における産業集積の形成等に資する事業に係る
事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税
⇒地方団体の減収額を特別交付税の算定の基礎に算入

計画区域内における医療機器の製造販売業等における医療機器の統
括製造販売責任者等の資格要件の特例(実務経験の要件の緩和)

適用
選択

内閣総理大臣による認定後、計画に基づく特例等の活用を開始